

第5章 災害情報計画

第1節 情報の収集及び伝達

防災関係機関及び特定事業者は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合若しくは異常な現象が生じた場合には、次に定めるところにより直ちに情報を通報し、又は相互に情報を交換し、災害応急対策の円滑な実施を図るものとする。

第1 情報連絡窓口の明確化

防災関係機関及び特定事業者は、情報の収集、伝達の迅速、確実を期するため、あらかじめ、その窓口となる担当課を定めておくものとする。

なお、担当課に変更があった場合は、その都度、協議会事務局（県消防防災担当課）に通知するものとし、防災本部は各防災関係機関及び特定事業者へ通知するものとする。

第2 異常現象の通報

1 特定事業者からの通報

特定事業所の通報義務者は、「出火、石油等の漏洩その他の異常な現象」（以下「異常現象」という。）が発生した場合は、直ちに次により通報するものとする。

(1) 通報義務者

特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者

(2) 通報を要する場合

当該特定事業所における異常現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したとき。
なお、異常現象の範囲は、次のとおりとする。

ア 出 火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの

イ 爆 発

化学的变化又は物理的变化により発生した爆発現象で、施設、設備等の破損が伴うものの

ウ 漏 洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、その他有害な物質の漏洩

ただし、次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあつては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く。）を必要としないものを除く。

(ア) 施設又は設備（以下「設備等」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動又は操作によるもの

(イ) 発見時に漏洩箇所が特定されたものであって、既に漏洩が停止しているもの又は施設等の正常な作動若しくは操作若しくはバンド巻き、補修剤等による軽微な応急措置（以下「軽微な応急措置」という。）により漏洩が直ちに停止したもの

エ 破 損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設若しくは設備又はこれらに附属する設備（以下「製造等施設設備」という。）の破壊、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの

ただし、製造等施設設備の正常な作動又は操作若しくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれのなくなったものを除く。

オ 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの、地盤の液化化等であって上記アからエに掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急上の保安上の措置を必要とするもの

(3) 通 報 先

ア 所轄消防署（福山地区消防組合消防局又は笠岡地区消防組合消防本部）

イ 福山海上保安署（福山地区）、水島海上保安部、福山海上保安署（笠岡地区）（油等の海上流出等の場合）

ウ 隣接事業所、関係事業所

(4) 通報内容

様式 1（記載要領は資料編参照）「石油コンビナート等異常現象通報受・発信票」の内容とし、判明次第逐次通報するものとする。

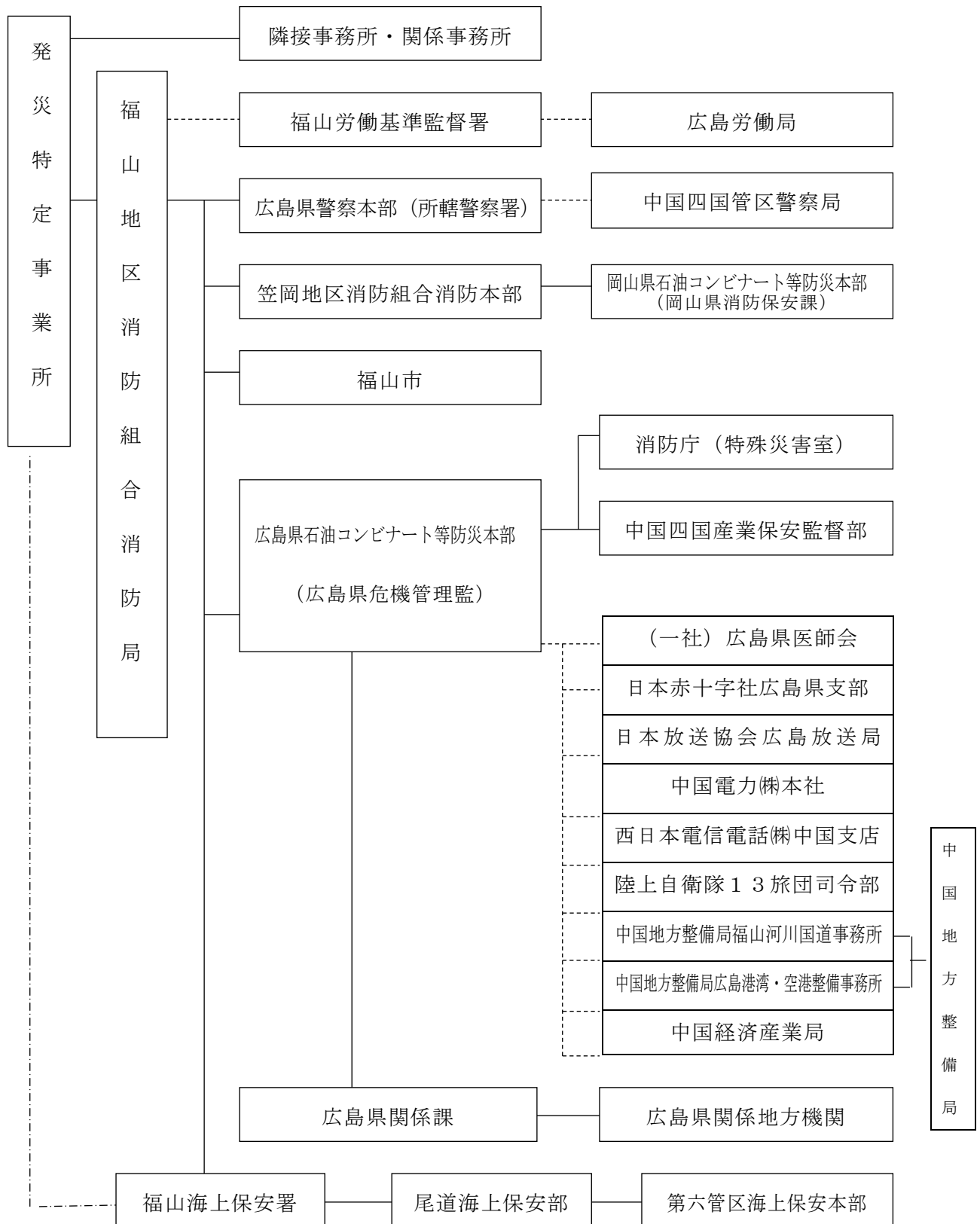
2 関係機関等に対する通報伝達

災害情報の通報伝達は、発災事業所の所在地により、次図に示す通報伝達系統図により行うものとする。

なお、福山・笠岡地区のコンビナート等事業所において事故が発生した場合は、事故の通報を受けた消防本部は、事故発生場所や事故状況、毒性ガスの発生状況にかかわらず、県境を超えて直ちに通報する。

笠岡地区で発生した場合は、笠岡地区消防組合消防本部から福山地区消防組合消防局へ、福山地区で発生した場合は、福山地区消防組合消防局から笠岡地区消防組合消防本部へ県境を越えて直ちに通報する。

福山市で異常現象が発生した場合の通報伝達系統図

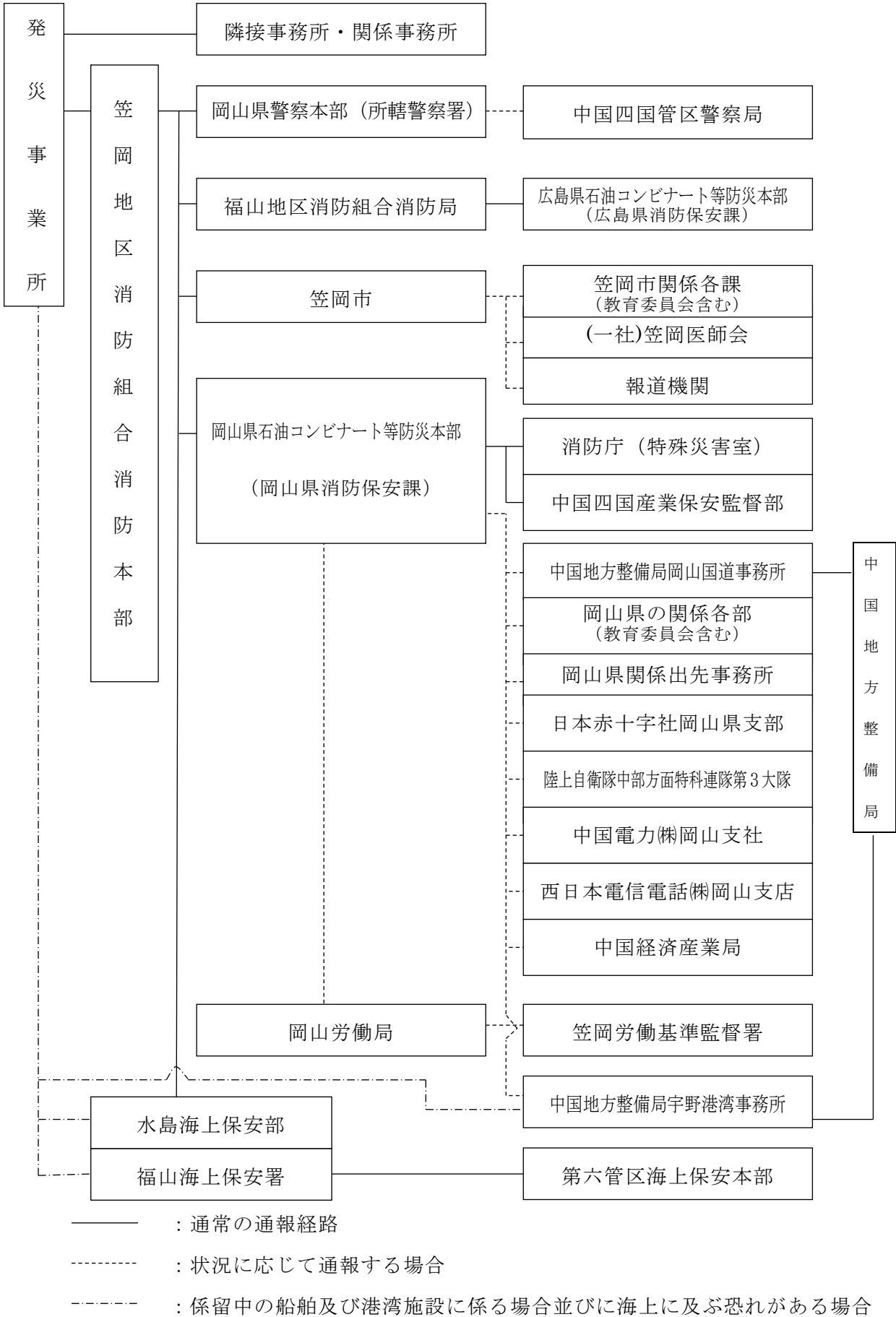


—— : 通常の通報経路

----- : 状況に応じて通報する場合

----- : 係留中の船舶及び港湾施設に係る場合並びに海上に及ぶ恐れがある場合

笠岡市で異常現象が発生した場合の通報伝達系統図



第3 災害状況等の報告

1 災害情報の収集及び伝達

防災関係機関及び特定事業者は、災害時における災害情報を積極的に収集し、相互に交換するとともに防災本部（現地本部が設置されている場合は、現地本部）に逐次報告するものとする。

なお、現地本部はこの災害情報を必要に応じて関係機関に伝達するものとする。

（災害情報の内容）

- （1） 災害の状況
- （2） 災害応急措置の実施状況
- （3） 今後予想される災害の態様
- （4） 今後必要とされる措置
- （5） 各機関の応急対策の調整を必要とする事項
- （6） その他必要な事項

2 災害即報

消防機関は、次の即報基準に該当する事故を覚知したときは原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、第一報を防災本部を通じて消防庁に報告するものとする。

以後、次の即報様式（第2号様式（特定の事故） p 67 参照）に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。

なお、一定規模以上の火災、爆発、危険物及び高圧ガス類の漏えい等（「直接即報基準」に該当する事故）を覚知した場合は、消防機関は第一報を防災本部に対してだけでなく、直接消防庁にも原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、消防機関は第一報後の報告についても引き続き、消防庁に対して行うものとする。

（1） 即報基準

ア 一般基準

原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故

- （ア） 死者が 3 人以上生じたもの。
- （イ） 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの。

イ 個別基準

一般基準に該当しないものにあっても、石油コンビナート等特別防災区域内の事故で、次の基準に該当するもの。

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故。

【例示】

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの。

(ウ) 特定事業所内の火災 (ア) 以外のもの

ウ 社会的影響基準

ア 一般基準、イ 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

(2) 直接即報基準

ア 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故。

【例示】

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

イ 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの。

3 災害報告

(1) 消防機関は、当該災害の応急措置が終了した後、速やかにその概要を様式2（記載要領は資料編参照）「石油コンビナート等特別防災区域災害事故報告」により、防災本部に報告するものとする。

(2) 特定事業所は、災害の状況及び実施した措置等について、次の項目を、防災本部に報告するものとする（記載要領は資料編参照）。

- ・事業所名及び所在地
- ・発生場所
- ・発生日時
- ・発生時の運転・作業状況
- ・事故の経緯
- ・人的被害及び物的被害
- ・原因
- ・今後の対策

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名

1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2. 危険物に係る事故
3. 原子力施設等に係る事故
4. その他特定の事故

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

消防庁受信者氏名

事 故 種 別	1火災 2爆発 3漏洩 4その他 ()					
発 生 場 所						
事 業 所 名			特別防災区域	レイアウト第一種、第一種 第二種、その他		
発 生 日 時	月 日 時 分		発 見 日 時	月 日 時 分		
(覚知日時)	(月 日 時 分)		鎮 火 日 時 (処理完了)	月 日 時 分 月 日 時 分		
消防覚知方法			気 象 状 況			
物 資 の 区 分	1危険物 2指定可燃物 3高圧ガス 4可燃性ガス 5毒劇物 6R I 等 7その他 ()			物質名		
施 設 の 区 分	1危険物施設 2高圧混在施設 3高圧ガス施設 4その他 ()					
施 設 の 概 要			危険物施設の 区 分			
事 故 の 概 要						
死 傷 者	死者 (性別、年齢)		人	負傷者等 人 (人) 重傷 人 (人) 中等症 人 (人) 軽症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関		出場人員	出場資機材
			事 業 所	自 衛 防 災 組 織	人	
				共 同 防 災 組 織	人	
				そ の 他	人	
			消 防 本 部 (曙)		台 人	
			消 防 団		台 人	
			消防防災ヘリコプター		機 人	
			海 上 保 安 庁		人	
			自 衛 隊		人	
そ の 他		人				
災害対策本部等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

記載要領

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○㈱○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の種別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

消防本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

第2節 災 害 広 報

防災関係機関及び特定事業者は、相互に協力して災害時における人心の安定と秩序の回復等を図るため、事態の推移に応じ、災害の状況、応急措置の実施状況等を住民に周知するよう広報を実施するものとする。

第1 広報の内容

おおむね、次の事項について広報するものとする。

- 1 発生日時、発生場所（発生事業所）
- 2 災害の状況
- 3 避難指示及び避難場所
- 4 地域住民のとるべき措置及び心得
- 5 災害応急措置の実施状況
- 6 その他必要な事項

第2 広報の方法

防災関係機関及び特定事業者は、町内放送、広報車等を使用するとともに、必要に応じ報道関係の協力を得て、テレビ、ラジオ等により迅速かつ適切な広報を実施するものとする。